

債権譲渡登記
オンライン申請データ仕様
(令和元年5月7日更新)

法 務 省

目 次

1 . ファイル構成 , ファイル名及び記録すべき事項	1
2 . オンライン申請に特有のデータ項目について	1
3 . ファイル形式	2
4 . 使用可能文字規定等	3
5 . ファイルへの記録方法	3
6 . オンライン申請データ仕様	
6 - 1 - 1 . 債権譲渡登記又は質権設定登記の登記共通事項ファイル (COMMON.xml)	5
6 - 1 - 2 . 存続期間の延長の登記の登記共通事項ファイル (COMMON.xml)	6
6 - 1 - 3 . 全部抹消登記又は一部抹消登記の登記共通事項ファイル (COMMON.xml)	7
6 - 2 - 1 . 債権譲渡登記又は質権設定登記の譲渡人ファイル (JT.xml)	9
6 - 2 - 2 . 存続期間の延長の登記 , 全部抹消登記又は一部抹消登記の譲渡人ファイル (JT.xml)	10
6 - 3 - 1 . 債権譲渡登記又は質権設定登記の譲受人ファイル (JJ.xml)	12
6 - 3 - 2 . 存続期間の延長の登記 , 全部抹消登記又は一部抹消登記の譲受人ファイル (JJ.xml)	13
6 - 4 . オンライン申請の代理人ファイル (DAIRI.xml)	15
7 . 各種コード	16

1. ファイル構成，ファイル名及び記録すべき事項

オンライン申請を行うに当たっては，以下のファイル名による7つのファイルを設定する。

ファイルの拡張子「.xml」は，半角小文字でなければならない。

ただし，債権譲渡に係るすべての債権が債務者不特定の債権である場合には，債務者ファイルを設定してはならない。

また，代理人によって登記の申請をしない場合には，代理人ファイルを設定してはならない。

なお，オンライン申請を行う登記の種類が，「存続期間の延長の登記」，「全部抹消の登記」又は「一部抹消の登記」である場合には，債権個別事項ファイル，債務者ファイル及び原債権者ファイルを設定してはならない。

項番	ファイル	ファイル名	記録すべき事項
1	登記共通事項ファイル	COMMON.xml	項番2から7までのファイルに記録すべき事項以外の事項
2	譲渡人ファイル	JT.xml	譲渡人又は質権設定者に関する事項
3	譲受人ファイル	JJ.xml	譲受人又は質権者に関する事項
4	債権個別事項ファイル	CREDIT.xml	譲渡に係る債権に関する事項又は質権の目的とされた債権に関する事項であって項番5及び6のファイルに記録すべき事項以外の事項
5	債務者ファイル	SM.xml	債務者に関する事項
6	原債権者ファイル	GS.xml	原債権者（債権の発生時における債権者）に関する事項
7	代理人ファイル	DAIRI.xml	代理人に関する事項

2. オンライン申請に特有のデータ項目について

オンライン申請を行うに当たっては，以下のとおり各ファイルにオンライン申請に特有のデータ項目を追加しなければならない。

なお，追加したオンライン申請に特有のデータ項目の入力内容については，「6. オンライン申請データ仕様」のそれぞれのファイルの仕様に定めるところによる。

また，債権譲渡登記又は質権設定登記のオンライン申請を行う際の債権個別事項ファイル，債務者ファイル及び原債権者ファイルについては，オンライン申請に特有のデータ項目は存在せず，データ項目を追加する必要はない。これらのファイルの入力内容等については，「債権譲渡登記申請データ仕様」と同様であるので，そちらを参照されたい。

項番	登記の種類	登記共通事項ファイル	譲受人ファイル	譲渡人ファイル	代理人ファイル
1	債権譲渡登記又は 質権設定登記	申請年月日 登録免許税 取下の対象となる条件及び事由 提出先登記所の表示	代表者氏名 代表者の資格 連絡先	代表者氏名 代表者の資格 連絡先	連絡先 委任日付 委任の意思と範囲
2	存続期間の延長の 登記	原登記番号 原登記事項の登記種別 申請年月日 登録免許税 取下の対象となる条件及び事由 提出先登記所の表示	代表者氏名 代表者の資格 連絡先 変更登記情報 照会番号 発行年月日	代表者氏名 代表者の資格 連絡先 変更登記情報 照会番号 発行年月日	連絡先 委任日付 委任の意思と範囲
3	全部抹消登記又は 一部抹消登記	原登記番号 原登記事項の登記種別 抹消種別 抹消する債権通番 抹消後の譲渡に関わる債権総額 申請年月日 登録免許税 取下の対象となる条件及び事由 提出先登記所の表示	代表者氏名 代表者の資格 連絡先 変更登記情報 照会番号 発行年月日	代表者氏名 代表者の資格 連絡先 変更登記情報 照会番号 発行年月日	連絡先 委任日付 委任の意思と範囲

3. ファイル形式

各ファイルの形式は、XML 規格とし、World Wide Web Consortium(W3C)の制定した Extensible Markup Language(XML)1.0 に準拠しなければならない。

4．使用可能文字規定等

(1) 使用可能文字

- ・ JIS X 201 及び JIS X 0211 が定義する文字集合（ただし，一部を除いた制御文字及び1バイト仮名文字は除く。）を使用可能とする。
- ・ JIS X 0208-1997 が定義する文字集合（非漢字，第一水準漢字及び第二水準漢字）を使用可能とする。

(2) 使用不可文字

- ・ JIS X 0208-1997 が定義する文字集合のうち，次の6文字を使用不可とする。
「」,「`~`」,「」,「」,「」及び「」
- ・ 申請データに外字（JIS X 201 及び 0208-1997 に定義されていない文字）が含まれている場合には，その外字の読みをカタカナで記録する。

(3) 文字コード規定

8-bit UCS Transformation Format (UTF-8)にて規定された文字コードとする。

5．ファイルへの記録方法

- (1) 各ファイルに所要事項を記録する際には，次の6 - 1 - 1から6 - 4までに定めるところにより，「項番」の欄に掲げる番号の順に「タグ名」欄に掲げる事項を「文字種類」欄に掲げる文字等を用いて記録する（「商号等」,「備考」及び「委任の意思と範囲」の項を除き「スペース」を含んではならない。）

なお，6 - 1 - 1から6 - 4までは，債権譲渡登記のオンライン申請について定めたものであり，質権設定登記のオンライン申請については，「譲渡人」を「質権設定者」と，「譲受人」を「質権者」と読み替えて適用する。

- (2) 「タグ名」欄に掲げる事項を記録する際には，記録すべき事項の前後にそのタグ名を記録しなければならない。例えば「商号等 法務商事株式会社 /商号等」のように記録しなければならない。
- (3) 「バイト長」及び「文字数」欄に掲げる数値は，記録すべき事項の長さ（バイト数及び文字数）を示す。この長さは，「固定/可変」欄に「固定」と表示された項目については，定められたとおりの長さでなければならないが，「固定/可変」欄に「可変」と表示された項目については，定められたとおりの長さ以内であればよい。
- (4) 「条件」欄に「必須」と表示された項目は，必ず記録しなければならない。「条件付必須」と表示された項目は，当該項目の「記録

上の注意事項等」に記載された条件に合致する場合には必ず記録しなければならず、条件に合致しない場合には記録しなくてもよい(ただし、各項目の「記録上の注意事項等」に従う。)。 「任意」と表示された項目は、記録しなくてもよい(ただし、各項目の「記録上の注意事項等」に従う。)。 「予備」と表示された項目は、将来使用することを予定したものであって、現段階では記録することはできない。

- (5) 譲渡人、質権設定者、譲受人又は質権者が登記されている法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0102」を記録した場合)には、「本店等所在」の項には日本における営業所又は事務所を記録し、「外国会社の本店等の所在」の項には本店又は主たる事務所を記録する。

譲渡人、質権設定者、譲受人又は質権者が登記されていない法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0202」を記録した場合)には、「本店等所在」の項には「-」(全角ハイフン)と記録し、「外国会社の本店等の所在」の項には本店又は主たる事務所を記録する。

その他の場合、「外国会社の本店等の所在」の項には記録をすることができない。

債務者及び原債権者の本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0102」又は「0202」を記録した場合)には、「本店等所在」の項には本店又は主たる事務所を記録する。

- (6) 譲渡人、質権設定者、譲受人、質権者、債務者、原債権者又は代理人の氏名、商号又は名称を記録する際には、「商号等」又は「氏名」の項に本来の表記(戸籍、登記簿等に記載されている漢字仮名交じりのもの)を記録し(なお、「商号等」の項には、商号又は名称にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き「全角スペース」を記録することができる。),「フリガナ」の項に読み仮名を記録する。

6. オンライン申請データ仕様

6-1-1. 債権譲渡登記又は質権設定登記の登記共通事項ファイル (COMMON.xml)

項番	タグ名	固定/ 可変	バイト長	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等
1	登記共通事項							
2	登記種別コード	固定	2	2	半角数字	必須	01	「表7-2. 登記種別コード一覧」に掲げるところにより、債権譲渡登記又は質権設定登記の別を示す登記種別コードを記録しなければならない。
3	登記原因年月日							「存続期間の満了年月日」より以前(同日可)の日付でなければならない。
4	元号コード	固定	2	2	半角数字	必須	02	「表7-3. 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。
5	年	固定	2	2	半角数字	必須	18	「年」、「月」又は「日」が「1年(元年)」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。
6	月	固定	2	2	半角数字	必須	01	
7	日	固定	2	2	半角数字	必須	23	
8	登記原因コード	固定	2	2	半角数字	必須	01	「表7-4. 登記原因コード一覧」に掲げるところにより、登記原因を示す登記原因コードを記録しなければならない。 質権設定登記の場合(「登記種別コード」の項に「02」を記録した場合には、「10」を記録しなければならない。
9	登記原因	可変	128	64	全角	条件付必須		登記原因が「その他」の場合(「登記原因コード」の項に「99」を記録した場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、任意に記録することができる。
10	存続期間の満了年月日							「登記原因年月日」より以後(同日可)の日付でなければならない。
11	元号コード	固定	2	2	半角数字	必須	02	「表7-3. 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。
12	年	固定	2	2	半角数字	必須	18	「年」、「月」又は「日」が「1年(元年)」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。
13	月	固定	2	2	半角数字	必須	01	
14	日	固定	2	2	半角数字	必須	23	
15	申請年月日	固定	2	2	半角数字			オンライン申請により登記申請を行う日付を記録しなければならない。
16	元号コード	固定	2	2	半角数字	必須	02	「表7-3. 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。
17	年	固定	2	2	半角数字	必須	18	「年」、「月」又は「日」が「1年(元年)」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。
18	月	固定	2	2	半角数字	必須	01	
19	日	固定	2	2	半角数字	必須	23	
20	登録免許税	可変	12	12	半角数字	必須	15000	登録免許税の金額を記録しなければならず、「,」(カンマ)を記録してはならない。
21	取下の対象となる条件及び事由	可変	128	64	全角	必須	上記登記申請の一部に却下事由が存すると登記官が認めたときは、登記申請の全部を取り下げる。	登記申請を取り下げる場合の条件及び事由を記録する。

22	提出先登記所の表示	可変	40	20	全角	必須	東京法務局御中	提出先の登記所を記録し、必ず「東京法務局御中」と記録しなければならない。
23	備考	可変	254	127	全角	任意		他の項目に記録すべき事項以外のものであって、債権譲渡を特定するために有益な事項を記録することができる。
24	予備	可変	254	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。

6 - 1 - 2 . 存続期間の延長の登記の登記共通事項ファイル (COMMON.xml)

項番	タグ名	固定/ 可変	バイト長	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等
1	登記共通事項							
2	登記種別コード	固定	2	2	半角数字	必須	03	「表7-2. 登記種別コード一覧」に掲げるところにより、延長登記を示す登記種別コード(「03」)を記録しなければならない。
3	登記原因年月日							「存続期間の満了年月日」以前(同日不可)の日付でなければならない。
4	元号コード	固定	2	2	半角数字	必須	02	「表7-3. 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。
5	年	固定	2	2	半角数字	必須	18	「年」、「月」又は「日」が「1年(元年)」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。
6	月	固定	2	2	半角数字	必須	01	
7	日	固定	2	2	半角数字	必須	23	
8	登記原因コード	固定	2	2	半角数字	必須	51	「表7-4. 登記原因コード一覧」に掲げるところにより、延長登記を示す登記原因コード(「51」)を記録しなければならない。
9	登記原因	可変	128	64	全角	条件付必須		延長登記の場合は記録する必要はないため、入力不要。
10	存続期間の満了年月日							延長後の存続期間の満了年月日を記録する。「登記原因年月日」以後(同日不可)の日付でなければならない。
11	元号コード	固定	2	2	半角数字	必須	02	「表7-3. 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。
12	年	固定	2	2	半角数字	必須	18	「年」、「月」又は「日」が「1年(元年)」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。
13	月	固定	2	2	半角数字	必須	01	
14	日	固定	2	2	半角数字	必須	23	
15	原登記番号	固定	11	11	半角数字	必須	20081234567	延長登記の対象となる債権譲渡登記又は質権設定登記の登記番号を記録しなければならない。ただし、「-」(ハイフン)は記録してはならない。
16	原登記事項の登記種別	固定	2	2	半角数字	必須	01	「表7-2. 登記種別コード一覧」に掲げるところにより、延長登記の対象となる債権譲渡登記又は質権設定登記の別を示す登記種別コードを記録しなければならない。
17	申請年月日	固定	2	2	半角数字			オンライン申請により登記申請を行う日付を記録しなければならない。

18	元号コード	固定	2	2	半角数字	必須	02	「表7-3：元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。
19	年	固定	2	2	半角数字	必須	18	「年」、「月」又は「日」が「1年（元年）」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。
20	月	固定	2	2	半角数字	必須	01	
21	日	固定	2	2	半角数字	必須	23	
22	登録免許税	可変	12	12	半角数字	必須	3000	登録免許税の金額を記録しなければならない。「,」（カンマ）を記録してはならない。
23	取下の対象となる条件及び事由	可変	128	64	全角	必須	上記登記申請の一部に却下事由が存すると登記官が認めるときは、登記申請の全部を取り下げる。	登記申請を取り下げる場合の条件及び事由を記録する。
24	提出先登記所の表示	可変	40	20	全角	必須	東京法務局御中	提出先の登記所を記録し、必ず「東京法務局御中」と記録しなければならない。
25	備考	可変	254	127	全角	任意		何も記録してはならない。
26	予備	可変	254	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。

6 - 1 - 3 . 全部抹消登記又は一部抹消登記の登記共通事項ファイル (COMMON.xml)

項番	タグ名	固定/ 可変	バイト長	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等
1	登記共通事項							
2	登記種別コード	固定	2	2	半角数字	必須	04	「表7-2：登記種別コード一覧」に掲げるところにより、抹消登記を示す登記種別コード（「04」）を記録しなければならない。
3	登記原因年月日							登記原因が「錯誤」又は「不存在」以外の場合には、必ず記録しなければならない。 なお、「登記原因コード」の項に「61」又は「71」を記録した場合には、登記原因年月日を記録してはならない。
4	元号コード	固定	2	2	半角数字	条件付必須	02	「表7-3：元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。
5	年	固定	2	2	半角数字	条件付必須	18	
6	月	固定	2	2	半角数字	条件付必須	01	
7	日	固定	2	2	半角数字	条件付必須	23	
8	登記原因コード	固定	2	2	半角数字	必須	65	「表7-4：登記原因コード一覧」に掲げるところにより、登記原因を示す登記原因コードを記録しなければならない。

9	登記原因	可変	128	64	全角	条件付必須		登記原因が「その他」の場合（「登記原因コード」の項に「99」を記録した場合には、必ず記録しなければならない。登記原因コードが61（錯誤）又は71（不存在）の場合には入力してはならない。それ以外の場合には、任意に記録することができる。
10	原登記番号	固定	11	11	半角数字	必須	20081234567	全部抹消登記又は一部抹消登記の対象となる債権譲渡登記又は質権設定登記の登記番号を記録しなければならない。ただし、「-」（ハイフン）は記録してはならない。
11	原登記事項の登記種別	固定	2	2	半角数字	必須	01	「表7-2：登記種別コード一覧」に掲げるところにより、抹消登記の対象となる債権譲渡登記又は質権設定登記の別を示す登記種別コードを記録しなければならない。
12	抹消種別	固定	2	2	半角数字	必須	01	「表7-7：抹消種別コード一覧」に掲げるところにより、全部抹消登記又は一部抹消登記の別を示す抹消種別コードを記録しなければならない。
13	抹消する債権通番	可変	700000	700000	半角数字記号（半角カンマ、半角ハイフン）	条件付必須	000001-000099, 000102, 000111,	抹消種別が「一部抹消」の場合（「抹消種別」の項に「02」を記録した場合には、抹消する債権通番を記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。なお、複数の債権通番を記録する場合には、「,」（半角カンマ）で債権通番を区切って記録し、連続する債権通番を記録する場合には、当該連続する債権通番の最初と最後を「-」半角ハイフンでつなげて記録する。
14	抹消後の譲渡に関わる債権総額	可変	12	12	半角数字	条件付必須	5000000	抹消種別が「一部抹消」の場合（「抹消種別」の項に「02」を記録した場合には、抹消後の債権総額を記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。なお、抹消の対象となる債権譲渡登記に将来債権が含まれている場合には、記録することを要しない。
15	申請年月日	固定	2	2	半角数字	必須		オンライン申請により登記申請を行う日付を記録しなければならない。
16	元号コード	固定	2	2	半角数字	必須	02	「表7-3：元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。
17	年	固定	2	2	半角数字	必須	18	「年」、「月」又は「日」が「1年（元年）」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。
18	月	固定	2	2	半角数字	必須	01	
19	日	固定	2	2	半角数字	必須	23	
20	登録免許税	可変	12	12	半角数字	必須	1000	登録免許税の金額を記録しなければならず、「,」（カンマ）を記録してはならない。
21	取下の対象となる条件及び事由	可変	128	64	全角	必須	上記登記申請の一部に却下事由が存すると登記官が認めたときは、登記申請の全部を取り下げる。	登記申請を取り下げる場合の条件及び事由を記録する。
22	提出先登記所の表示	可変	40	20	全角	必須	東京法務局御中	提出先の登記所を記録し、必ず「東京法務局御中」と記録しなければならない。
23	備考	可変	254	127	全角	任意		何も記録してはならない。
24	予備	可変	254	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。

6 - 2 - 1 . 債権譲渡登記又は質権設定登記の譲渡人ファイル (JT.xml)

項番	タグ名	固定/ 可変	バイト長	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
1	譲渡人情報								
2	譲渡人の数	可変	3	3	半角数字	必須	1	譲渡人ファイルに記録されている譲渡人の数を記録しなければならない。かつ、「1」から「999」までの範囲の数字を記録しなければならない。	
3	譲渡人							譲渡人が複数であるときは、各譲渡人ごとに項番3から14までの事項を記録しなければならない(999人以下であること。)	↑
4	識別コード	固定	4	4	半角数字	必須	0101	「表7-1. 識別コード一覧」に掲げるところにより、譲渡人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。ただし、「0203」は記録してはならない。	
5	商号等	可変	120	60	全角	必須	甲乙産業株式会社		
6	フリガナ	可変	180	90	全角カナ	必須	コウオツサンギョウカブ シキガイシャ		
7	取扱店	可変	40	20	全角	任意	岡山支店	債権の譲渡又は質権の設定に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。	
8	本店等所在	可変	180	90	全角	必須	東京都中央区京橋一丁目 1番1号	登記されている法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0102」を記録した場合には、日本における営業所又は事務所を記録し、登記されていない法人であってその本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0202」を記録した場合には、「-」を記録し、その他の場合には、本店又は主たる事務所を記録しなければならない。	人数分 繰り返す
9	外国会社の本店等の所在	可変	180	90	全角	条件 付必須		外国会社の場合(「識別コード」の項に「0102」又は「0202」を記録した場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
10	会社法人等番号	固定	12	12	半角数字	任意	010001111111	登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができるが、登記されている法人の場合(「識別コード」の項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合)以外は記録してはならない。	
11	代表者氏名	可変	120	60	全角	必須	甲乙一郎	譲渡人である法人の代表者の氏名を記録しなければならない。オンライン申請に使用する電子証明書と同一でなければならない。	
12	代表者の資格	可変	120	60	全角	必須	代表取締役	譲渡人である法人の代表者の資格を記録しなければならない。オンライン申請に使用する電子証明と同一でなければならない。	
13	連絡先	可変	20	20	半角英数字 + 半角記号	条件 付必須	03-9999-9999	代理人により登記の申請をしない場合には、譲渡人の連絡先を記録しなければならない。それ以外の場合には任意に記録することができる。	
14	予備	可変	254	127	全角	入力 不可		予備項目であり記録してはならない。	↓

6 - 2 - 2 . 存続期間の延長の登記，全部抹消登記又は一部抹消登記の譲渡人ファイル (JT.xml)

項番	タグ名	固定/ 可変	バイト長	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
1	譲渡人情報								
2	譲渡人の数	可変	3	3	半角数字	必須 1		譲渡人ファイルに記録されている譲渡人の数を記録しなければならない。かつ、「1」から「999」までの範囲の数字を記録しなければならない。	
3	譲渡人							譲渡人が複数であるときは、各譲渡人ごとに項番3から21までの事項を記録しなければならない(999人以下であること。)	↑
4	識別コード	固定	4	4	半角数字	必須 0101		「表7-1. 識別コード一覧」に掲げるところにより、譲渡人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。ただし、「0203」は記録してはならない。	
5	商号等	可変	120	60	全角	必須	甲乙産業株式会社		
6	フリガナ	可変	180	90	全角カナ	必須	コウオツサンギョウカブシキガイシャ		
7	取扱店	可変	40	20	全角	任意	岡山支店	債権の譲渡又は質権の設定に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。	
8	本店等所在	可変	180	90	全角	必須	東京都中央区京橋一丁目1番1号	登記されている法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0102」を記録した場合には、日本における営業所又は事務所を記録し、登記されていない法人であってその本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0202」を記録した場合には、「-」を記録し、その他の場合には、本店又は主たる事務所を記録しなければならない。	人数分 繰り返す
9	外国会社の本店等の所在	可変	180	90	全角	条件付必須		外国会社の場合(「識別コード」の項に「0102」又は「0202」を記録した場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
10	会社法人等番号	固定	12	12	半角数字	任意	010001111111	登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができるが、登記されている法人の場合(「識別コード」の項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合)以外は記録してはならない。	
11	代表者氏名	可変	120	60	全角	必須	甲乙一郎	譲渡人である法人の代表者の氏名を記録しなければならない。オンライン申請に使用する電子証明書と同一でなければならない。	
12	代表者の資格	可変	120	60	全角	必須	代表取締役	譲渡人である法人の代表者の資格を記録しなければならない。オンライン申請に使用する電子証明と同一でなければならない。	
13	連絡先	可変	20	20	半角英数字 +半角記号	条件付必須	03-9999-9999	代理人により登記の申請をしない場合には、譲渡人の連絡先を記録しなければならない。それ以外の場合には任意に記録することができる。	

14	変更登記情報								譲渡人ファイルに記録した譲渡人の表示が債権譲渡登記ファイルに記録されている表示と異なるときは、変更を証する書面に代わるものとして「登記情報提供サービス」から取得した「照会番号」及び「発行年月日」を「変更登記情報」として記録することができる。変更登記情報が複数であるときは、1件ごとに項番14から20までの事項を記録しなければならない(5件以下であること)。		
15	照会番号	固定	10	10	半角数字	任意	0028736556		「登記情報提供サービス」から取得した「照会番号」を記録する。		
16	発行年月日								「登記情報提供サービス」から取得した「照会番号」の「発行年月日」を記録する。		
17	元号コード	固定	2	2		任意	02		「表7-3.元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。		
18	年	固定	2	2		任意	18		「年」、「月」又は「日」が「1年(元年)」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。		
19	月	固定	2	2		任意	01				
20	日	固定	2	2		任意	23				
21	予備	可変	254	127	全角	入力不可			予備項目であり記録してはならない。		↓

6 - 3 - 1 . 債権譲渡登記又は質権設定登記の譲受人ファイル (JJ.xml)

項番	タグ名	固定/ 可変	バイト長	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
1	譲受人情報								
2	譲受人の数	可変	3	3	半角数字	必須	1	譲受人ファイルに記録されている譲受人の数を記録しなければならない。かつ、「1」から「999」までの範囲の数字を記録しなければならない。	
3	譲受人							譲受人が複数であるときは、各譲受人ごとに項番3から14までの事項を記録しなければならない(999人以下であること。)	↑
4	識別コード	固定	4	4	半角数字	必須	0101	「表7-1.識別コード一覧」に掲げるところにより、譲受人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。	
5	商号等	可変	120	60	全角	必須	丙丁ファイナンス株式会社		
6	フリガナ	可変	180	90	全角カナ	必須	ヘイテイファイナンスカ ブシキガイシャ		
7	取扱店	可変	40	20	全角	任意	北海道支店	債権の譲渡又は質権の設定に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。	
8	本店等所在	可変	180	90	全角	必須	東京都台東区上野三丁目 1番9号	登記されている法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0102」を記録した場合には、日本における営業所又は事務所を記録し、登記されていない法人であってその本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0202」を記録した場合には、「-」を記録し、その他の場合には、住所、本店又は主たる事務所を記録しなければならない。	人数分 繰り返す
9	外国会社の本店等の所在	可変	180	90	全角	条件 付必須		外国会社の場合(「識別コード」の項に「0102」又は「0202」を記録した場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
10	会社法人等番号	固定	12	12	半角数字	任意	010501222222	登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができるが、登記されている法人の場合(「識別コード」の項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合)以外は記録してはならない。	
11	代表者氏名	可変	120	60	全角	条件 付必須	丙丁次郎	「識別コード」が「0203(個人)」以外の場合には、記録しなければならない。譲受人が登記されている法人である場合には、オンライン申請に使用する電子証明書と同一でなければならない。	
12	代表者の資格	可変	120	60	全角	条件 付必須	代表取締役	「識別コード」が「0203(個人)」以外の場合には、記録しなければならない。譲受人が登記されている法人である場合には、オンライン申請に使用する電子証明書と同一でなければならない。	

13	連絡先	可変	20	20	半角英数字 + 半角記号	条件 付必須	03-9999-9999	代理人により登記の申請をしない場合には、譲渡人の連絡先を記録しなければならない。それ以外の場合には任意に記録することができる。	
14	予備	可変	254	127	全角	入力 不可		予備項目であり記録してはならない。	↓

6 - 3 - 2 . 存続期間の延長の登記、全部抹消登記又は一部抹消登記の譲受人ファイル (JJ.xml)

項番	タグ名	固定/ 可変	バイト長	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
1	譲受人情報								
2	譲受人の数	可変	3	3	半角数字	必須 1		譲受人ファイルに記録されている譲受人の数を記録しなければならない。かつ、「1」から「999」までの範囲の数字を記録しなければならない。	
3	譲受人							譲受人が複数であるときは、各譲受人ごとに項番3から21までの事項を記録しなければならない(999人以下であること。)	↑
4	識別コード	固定	4	4	半角数字	必須	0101	「表7-1. 識別コード一覧」に掲げるところにより、譲受人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。	
5	商号等	可変	120	60	全角	必須	丙丁ファイナンス株式会社		
6	フリガナ	可変	180	90	全角カナ	必須	ヘイテイファイナンスカ ブシキガイシャ		
7	取扱店	可変	40	20	全角	任意	北海道支店	債権の譲渡又は質権の設定に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。	
8	本店等所在	可変	180	90	全角	必須	東京都台東区上野三丁目 1番9号	登記されている法人であって、その本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0102」を記録した場合には、日本における営業所又は事務所を記録し、登記されていない法人であってその本店又は主たる事務所が外国にある場合(「識別コード」の項に「0202」を記録した場合には、「-」を記録し、その他の場合には、住所、本店又は主たる事務所を記録しなければならない。	人数分 繰り返す
9	外国会社の本店等の所在	可変	180	90	全角	条件 付必須		外国会社の場合(「識別コード」の項に「0102」又は「0202」を記録した場合には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。	
10	会社法人等番号	固定	12	12	半角数字	任意	010501222222	登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができるが、登記されている法人の場合(「識別コード」の項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合)以外は記録してはならない。	
11	代表者氏名	可変	120	60	全角	条件 付必須	丙丁次郎	「識別コード」が「0203(個人)」以外の場合には、記録しなければならない。譲受人が登記されている法人である場合には、オンライン申請に使用する電子証明書と同一でなければならない。	

12	代表者の資格	可変	120	60	全角	条件付必須	代表取締役	「識別コード」が「0203（個人）」以外の場合は、記録しなければならない。譲受人が登記されている法人である場合には、オンライン申請に使用する電子証明書と同一でなければならない。		
13	連絡先	可変	20	20	半角英数字+半角記号	条件付必須	03-9999-9999	代理人により登記の申請をしない場合には、譲渡人の連絡先を記録しなければならない。それ以外の場合には任意に記録することができる。		
14	変更登記情報							譲受人ファイルに記録した譲受人の表示が債権譲渡登記ファイルに記録されている表示と異なるときは、変更を証する書面に代わるものとして「登記情報提供サービス」から取得した「照会番号」及び「発行年月日」を「変更登記情報」として記録することができる。変更登記情報が複数であるときは、1件ごとに項番14から20までの事項を記録しなければならない（5件以下であること）。		
15	照会番号	固定	10	10	半角数字	任意	0028736556	「登記情報提供サービス」から取得した「照会番号」を記録する。		
16	発行年月日							「登記情報提供サービス」から取得した「照会番号」の「発行年月日」を記録する。		
17	元号コード	固定	2	2		任意	02	「表7-3：元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。		
18	年	固定	2	2		任意	18	「年」、「月」又は「日」が「1年（元年）」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。		
19	月	固定	2	2		任意	01			
20	日	固定	2	2		任意	23			
21	予備	可変	254	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。		▼

6 - 4 . オンライン登記申請の代理人ファイル (DAIRI.xml)

項番	タグ名	固定/ 可変	バイト長	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し
1	代理人情報								
2	代理人							譲渡人及び譲受人の代理人が同一である場合（「代理人種別」の項に「03」を記録した場合には、当該同一の代理人について、項番2から13までの事項を一つずつ記録すれば足りる。 代理人が複数である場合（譲渡人及び譲受人について、それぞれ別の代理人である場合）には、各代理人ごとに項番2から13までの事項を記録しなければならない。	↑ 人数分 繰り返す
3	代理人種別	固定	2	2	半角数字	必須	01	表7 - 6 . 代理人種別コード一覧に掲げるところにより、代理人の種別を示す識別コードを記録しなければならない。	
4	氏名	可変	120	60	全角	必須	債権三郎		
5	所在	可変	180	90	全角	必須	東京都台東区・・・号内 丁ファイナンス総務部総 務課		
6	連絡先	可変	20	20	半角英数字 + 半角記号	必須	03-9999-9999	代理人の連絡先を記録しなければならない。	
7	委任日付							登記申請の委任を受けた日付を記録しなければならない。	
8	元号コード	固定	2	2	半角数字	必須	02	「表7 - 3 . 元号コード一覧」に掲げるところにより、元号を示す元号コードを記録しなければならない。	
9	年	固定	2	2	半角数字	必須	18	「年」、「月」又は「日」が「1年（元年）」、「2月」又は「3月」のように1けたの場合には、「01」、「02」又は「03」と記録しなければならない。	
10	月	固定	2	2	半角数字	必須	01		
11	日	固定	2	2	半角数字	必須	23		
12	委任の意思と範囲	可変	1567356	783678	全角	必須	私は、 県 市 町 丁 目 番 号 を代 理人と定め、次の権限を 委任します。 一 譲渡人 県 市 町 丁目 番 号 株式会社 から 譲受人 県 市 町 丁目 番 号 株式会社 への 平成 年 月 日 売買による債権譲渡につ き、債権譲渡登記の申請 及び同申請の取下げをす るための一切の件	委任事項の内容を記録しなければならない。 なお、登記申請の内容と一致する内容でなければならない。	
13	予備	可変	254	127	全角	入力 不可		予備項目であり記録してはならない。	↓

(注) 代理人により登記の申請をする場合には、必ず作成しなければならない。それ以外の場合には、作成してはならない。

7. 各種コード

表 7 - 1 . 識別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
識別コード	4	0101	登記されている日本に本店のある法人
		0102	登記されている日本に本店のない法人
		0153	登記されている登録免許税が免除される法人
		0201	登記されていない日本に本店のある法人
		0202	登記されていない日本に本店のない法人
		0203	個人
		0251	国
		0252	地方公共団体
		0253	登記されていない登録免許税が免除される法人

表 7 - 2 . 登記種別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
登記種別コード	2	01	債権譲渡登記
		02	質権設定登記
		03	延長登記
		04	抹消登記

表 7 - 3 . 元号コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
元号コード	2	01	昭和
		02	平成
		03	令和

表 7 - 4 . 登記原因コード一覧 (つづく)

コード名称	桁数	コード	内容
登記原因コード	2	01	売買
		02	贈与
		03	譲渡担保
		04	営業譲渡 (09を除く。)
		05	事業譲渡 (09を除く。)
		06	代物弁済
		07	交換
		08	信託
		09	現物出資
		10	質権設定 質権設定登記用登記原因コード
		99	その他

表 7 - 4 . 登記原因コード一覧 (つづき)

コード名称	桁数	コード	内容
登記原因コード	2	51	延長 延長登記用登記原因コード
		61	錯誤
		62	解除
		63	合意解除
		64	取消
		65	弁済
		66	放棄 抹消登記用登記原因コード
		67	混同
		68	更改
		69	相殺
		70	免除
71	不存在		

表 7 - 5 . 債権の種類コード一覧

次ページに記載

表 7 - 6 . 代理人種別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
代理人種別コード	2	01	譲渡人の代理人
		02	譲受人の代理人
		03	譲渡人及び譲受人の代理人

表 7 - 7 . 抹消種別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
抹消種別コード	2	01	全部抹消
		02	一部抹消

表7 - 5 . 債権の種類コード一覧

項番	コード名称	桁数	区分	コード	内容	項番	コード名称	桁数	区分	コード	内容	
5	債権の種類コード	4	債務者特定債権	既発生債権 (注1)	0101	住宅ローン債権	5	債権の種類コード	4	債務者特定債権	B101	住宅ローン債権
					0102	消費者ローン債権					B102	消費者ローン債権
					0199	その他の貸付債権					B199	その他の貸付債権
					0201	売掛債権(0301を除く。)					B201	売掛債権(B301を除く。)
					0301	割賦販売代金債権					B301	割賦販売代金債権
					0401	運送料債権					B401	運送料債権
					0501	リース債権					B501	リース債権
					0601	クレジット債権					B601	クレジット債権
					0701	不動産賃料債権(0501を除く。)					B701	不動産賃料債権(B501を除く。)
					0799	その他の賃料債権					B799	その他の賃料債権
					0801	診療報酬債権					B801	診療報酬債権
					0899	その他の報酬債権					B899	その他の報酬債権
					0901	入居保証金債権					B901	入居保証金債権
				1001	工事請負代金債権	B001				工事請負代金債権		
				9999	その他の債権	B999				その他の債権		
				混在型債権 (注2)	A101	住宅ローン債権				債務者不特定の将来債権 (注4)	C101	住宅ローン債権
					A102	消費者ローン債権					C102	消費者ローン債権
					A199	その他の貸付債権					C199	その他の貸付債権
					A201	売掛債権(A301を除く。)					C201	売掛債権(C301を除く。)
					A301	割賦販売代金債権					C301	割賦販売代金債権
					A401	運送料債権					C401	運送料債権
					A501	リース債権					C501	リース債権
					A601	クレジット債権					C601	クレジット債権
					A701	不動産賃料債権(A501を除く。)					C701	不動産賃料債権(C501を除く。)
					A799	その他の賃料債権					C799	その他の賃料債権
					A801	診療報酬債権					C801	診療報酬債権
A899	その他の報酬債権	C899	その他の報酬債権									
A901	入居保証金債権	C901	入居保証金債権									
A001	工事請負代金債権	C001	工事請負代金債権									
A999	その他の債権	C999	その他の債権									

(注1) 債務者特定の既発生債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以前に既に具体的に発生しているものをいう。

(注2) 債務者特定の混在型債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時において既に具体的に発生している部分と将来具体的に発生する部分とが存するものをいう。

(注3) 債務者特定の将来債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生するものをいう。

(注4) 債務者不特定の将来債権とは、債務者以外の要素によって特定される金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生するものをいう。